

外国人技能実習制度の概要と当協会の運営について

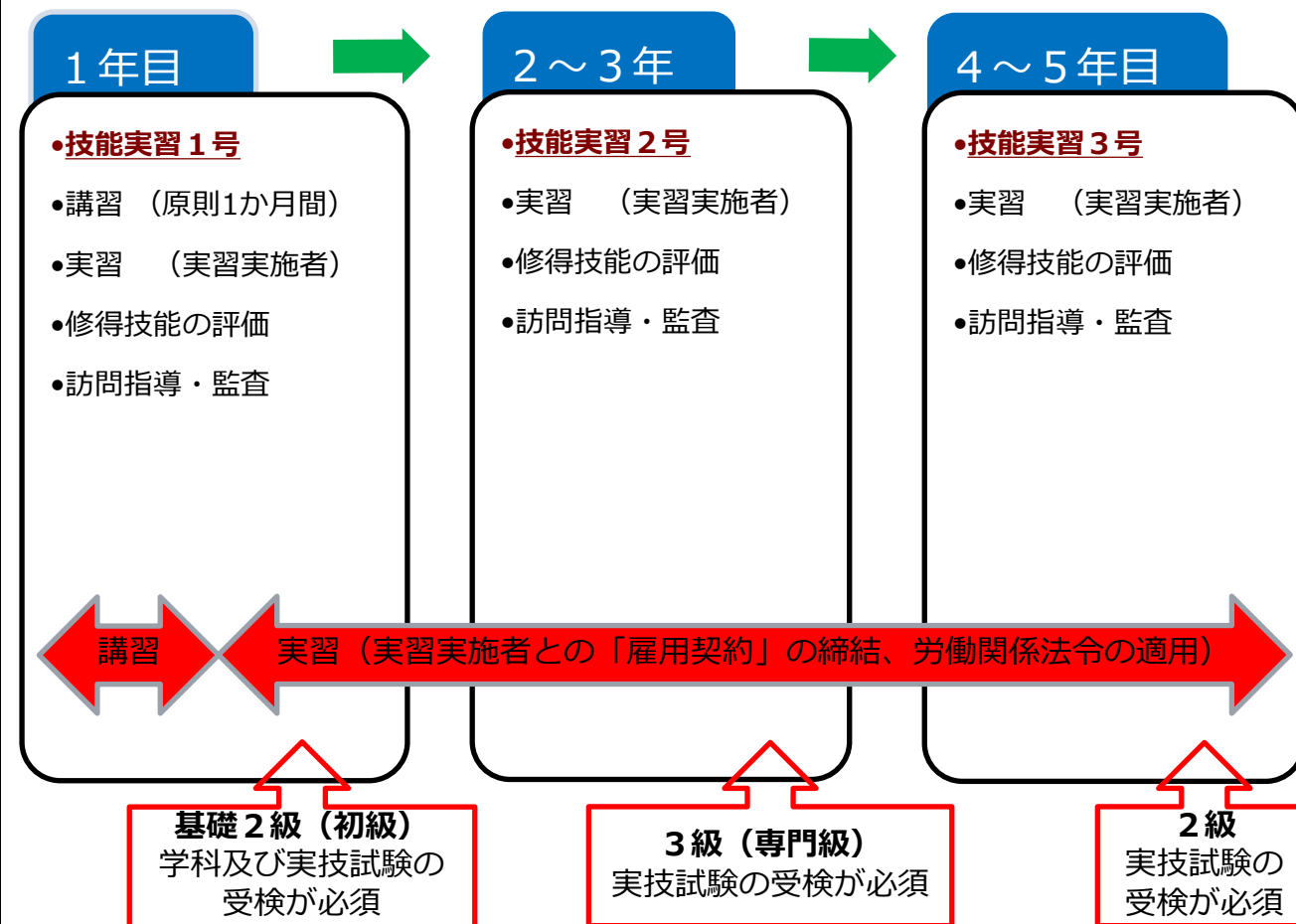
令和3年12月
公益社団法人日本農業法人協会



1) 技能実習制度の仕組み (技能実習期間、対象職種・作業、人数枠)

技能実習期間

最長5年間



対象職種・作業

2・3号移行対象80職種・142作業のうち、農業分野においては**2職種・6作業**

◎ 耕種農業
施設園芸
畑作・野菜
果樹

◎ 畜産農業
養豚
養鶏
酪農

基本人数枠

実習実施者の常勤職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
41人～50人	5人
31人～40人	4人
30人以下	3人

* 優良基準適合者は、基本人数枠の2倍の受入れが可能

2) 当協会の受入活動について（令和3年4月時点）

◆事業開始日	平成13年10月30日
◆受入地域	関東地区（群馬、栃木、茨城、千葉、埼玉、神奈川、山梨、静岡） 九州地区（佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島）
◆対象職種	耕種農業（施設園芸、畑作・野菜、果樹） 畜産農業（養鶏（採卵鶏）、養豚、酪農） そう菜製造業（そう菜加工）
◆受入れ国	タイ、インドネシア、中国、ベトナム、フィリピン
◆送出し機関	7社（中国2社、インドネシア3社、タイ2社、ベトナム2社）
◆受入れ人数	401名（中国65人、インドネシア129人、タイ98人、ベトナム106人、フィリピン3人）
◆実習実施機関	72社

受入れの特徴・強み

- ◆一般監理事業の監理団体（優良な監理団体）としての許可を取得（平成29年11月1日）
- ◆監査・定期巡回訪問等の中で、労働関係法令・入管法等の周知徹底。技能実習生や実習実施者の悩みや相談を聴き取り、実習環境や生活をサポート。
- ◆病気や怪我、トラブル等予測できない突発的・緊急的事態に備え、24時間（母国語）対応。
- ◆農業の労働・労務管理に詳しい担当者が外国人受入れの労務管理をサポート
- ◆技能実習生が農業技能評価試験に合格できるよう試験対策を実施。
- ◆技能実習生の母国の文化、習慣をより理解するため、技能実習生の選抜試験時に家庭訪問を実習実施者とともに実施。

3) 外国人技能実習生受入れ事業の効果

【実習実施者】

- ◆生産部門の雇用安定が、日本人従業員の機能的な業務シフトを可能とし、営業・販売の強化につながった。
- ◆技能修得意欲が高い技能実習生と一緒に働くことにより、若手従業員の労働意欲や技能修得意欲が向上した。
- ◆労務管理が徹底されたことにより就業環境の改善が進み、従業員の定着につながった。
- ◆安定した雇用を確保でき、経営の規模拡大を図ることができた。

【技能実習生（インドネシアからの技能実習生の例）】

<入国前>

母国での農業経営の規模拡大を目的に来日

<実習期間中>

栽培技術や品質管理のほかに、雇用管理等の経営管理についても修得

<帰国後>

積極的な機械化により経営規模を拡大

その結果、家族経営から、現在では従業員約40名を雇用する大規模経営となり、地域でも有数の農業経営（サトウキビ、いも、キャベツ）に発展（来日前に比べ、経営面積で約3倍、年間収入で約6倍に拡大）

4) 外国人技能実習生の入国・受入れ企業への配属までの流れ

Step 1. 技能実習生受入れのお問い合わせ・相談

制度の概要、受入れの要件、求人方法等の手続きについてお答えいたします。

Step 2. 求人のお申込み・受入れ審査

当協会所定の求人票を協会にご提出して頂きます。

求人票を受理後、求人の内容や受入れ企業の状況を確認後、受入れの可否をご連絡いたします。

Step 3. 技能実習生の選抜

受入れ企業と現地で選抜試験（筆記、面接、技能、体力測定）を実施し、候補者を選定します。技能実習生や現地のことをより知っていただくために、合格者の家庭を訪問します。

Step 4. 送出し国での事前講習の開始

合格者は、現地の送出し機関や提携教育機関で、3～4ヶ月間、日本語、日本の生活習慣等について講習を受講します。

Step 5. 入国管理局等への書類申請

技能実習計画の認定、在留許可申請の手続き、査証手続き等をおこないます。

Step 6. 入国・入国後講習の開始

入国管理局からの許可を得た技能実習生が入国します（当協会の入国月：5月、9月、10月、3月）。

技能実習生は、入国後約1ヶ月間、日本語、生活習慣、防犯・消防、関係法令等の講習を受講します。

Step 7. 受入れ企業への配属

技能実習生は、入国後講習終了後、受入れ企業のところへ配属され、技能実習の開始です。

技能実習生の選抜から配属までの期間（目安）：約6ヶ月

*ただし、外国人技能実習機構、入国管理局等での申請手続きの状況等によっては上記の期間以上の時間を要する場合があります。

【募集・選抜】



筆記試験の様子（インドネシア）



実技試験の様子（タイ）

【送出し機関による入国前講習①】



入国前講習の様子（タイ）



入国前講習の宿泊施設（ベトナム）

【当協会による入国後講習】



日本語学習の様子



法的保護講習の様子



消防訓練の様子

【送出し機関による入国前講習①】



入国前講習の様子（タイ）



入国前講習の宿泊施設（ベトナム）

【当協会による訪問指導・監査①】



技能実習生との面談の様子（訪問指導）



受入れ農業法人との面談の様子（監査）

特定技能制度の概要と当協会の運営について

令和3年12月
公益社団法人日本農業法人協会



1) 特定技能制度 概要

- ①特定技能制度には、1号と2号があり、農業分野は現在1号のみ。※農業は耕種・畜産の2種に分かれる。
(2号が認められているのは、建設、造船・船用工業)
- ②特定技能1号は、技能水準が一定程度に達し、日本語能力水準が生活や業務に必要な能力に達していることが必要。(原則は試験での確認だが、技能実習2号を修了者は試験免除)
- ③通算で上限5年まで在留可。
- ④人材派遣での受入れが可能。
- ⑤特定技能外国人への支援が必須。
- ⑥受入機関(農業者)が特定技能外国人を受入れるための基準
 - ・雇用契約が適切(例:報酬額が日本人と同等以上)
 - ・受入機関自体が適切(例:5年以内に入管法・労働法令違反がない)
 - ・外国人を支援する体制がある(登録支援機関に委託が可能)
 - ・外国人を支援する計画が適切(法令等で支援の内容は決まっている)
- ⑦「農業特定技能協議会」に参加し、必要な協力を行う必要がある。

2) 当協会の特定技能支援事業について

◆ 2021年10月より登録支援機関として業務開始。令和4年3月に技能実習を修了する実習生から特定技能への申請・支援を開始予定。

◆ 当協会の登録支援機関事業の特徴

- ① インドネシア、タイ、中国、ベトナムに対応可能。
- ② 全国どこでも対応します（交通費等は個々に見積り）。
- ③ 当協会で監理した実習修了予定者の紹介が可能。
- ④ 全国組織を生かした季節雇用のスキームを検討中。
- ⑤ アグリサポート倶楽部会員の人材派遣会社と連携し、特定技能外国人の人材派遣にも対応。

【支援の概要】

① 事前ガイダンス

・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



② 出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③ 住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④ 生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤ 公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥ 日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦ 相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧ 日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨ 転職支援（人員整理等の場合）

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩ 定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報

